

愛知県病院事業庁運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 愛知県病院事業庁が所管する県立病院の円滑かつ適切な運営を図るため、愛知県病院事業庁運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 県立病院中期計画の策定及び進行管理に関する事項
- (2) 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。）により管理者の担任する事務として定められている事務の内、予算及び決算に関する事項
- (3) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項及び病床数に関する事項
- (4) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (5) 医療法施行規則第七条の三第一項第一号に規定する委員の選定に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、病院事業庁長が定める重要事項

(構成員)

第3条 委員会は、病院事業庁長、がんセンター総長、がんセンター病院長、がんセンター研究所長、精神医療センター院長、あいち小児保健医療総合センター長、病院事業次長をもって構成する。

(議長)

第4条 委員会の議長は、病院事業庁長をもって充てる。

2 議長は、委員会を主宰する。ただし、議長に事故がある場合は、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(招集の請求)

第5条 議長は、定期に委員会を招集するほか、構成員の要求があったとき、又は必要があると認めたときは、臨時に招集するものとする。

(定足数)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会が必要と認めたときは、専門的知識を有する外部有識者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、病院事業庁管理課総務グループにおいて行うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、病院事業庁長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。